

ひたちなか市議会経済建設委員会

令和8年6月23日（火） 午前10時10分開議

議事堂第3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第 71号 訴えの提起について

○出席委員 8名

経済建設委員会	井 坂	章	委員長
	鎌 田	政 人	副委員長
	井 坂	涼 子	委員
	田 中	高 司	委員
	大 内	健 寿	委員
	鈴 木	道 生	委員
	雨 澤	正	委員
	打 越	浩	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 1名 薄 井 宏 安 議 長

○説明のため出席した者

都市建設部	祖 田	章	都市建設部長
	佐 藤	淳 一	都市建設部副部長
	倉 持	雅 彦	区画整理事業所長
	根 本	天 明	区画整理二課長
	安	俊 弘	区画整理二課長補佐
	廣 木	祐 吏	区画整理二課長補佐兼係長
	山 下	一 範	区画整理二課係長

○事務局職員出席者

議会事務局	折 本	光	主幹
	谷 中	和 樹	主任

経 済 建 設 委 員 会

令和8年6月23日（火）

＊開会に先立ち、各部長から4月の人事異動による課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時10分 開会

○井坂（章）委員長 これより経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案1件です。

早速、議案の審査を行います。

議案第71号 訴えの提起についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面に戻っていただき、全議員共通、本会議、令和8年定例会、第2回6月定例会、議案、議案第71号の順にフォルダをお開きください。また、議案に係る補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

提出者の説明を願います。祖田都市建設部長。

○祖田都市建設部長 それでは、議案第71号 訴えの提起についてご説明申し上げます。

○井坂（章）委員長 着座で結構です。

○祖田都市建設部長 それでは、着座にて失礼いたします。

本議案につきましては、東部第1土地区画整理事業施行地区界の境界確定請求事件について訴えを提起するものであります。

添付の補足説明資料をご覧ください。

訴えを提起する理由といたしましては、現在施行中の東部第1土地区画整理事業におきまして、事業の完了に向けての換地処分とそれに伴う登記手続を進めるに当たり、まず、事業区域を示す施行地区界を確定させる必要があります。

資料の広域図の黄色い部分が東部第1の地区でありまして、その外側の青い線が地区界に当たるところでございます。しかしながら、その地区界の南側の一部の地区全体図の対象地として赤で囲んだ部分が筆界未定となっており、それを確定させようと、これまで再三にわたり交渉を続けてまいりましたが、合意に至りませんでした。

相手方との協議は、直近の5年間で申し上げますと、令和3年5月から40回にわたり続けてまいりましたが、一貫してこれに応じず、このまま交渉を続けても合意が得られない状況であります。

添付の資料、詳細図をご覧ください。現地の状況についてですが、本件対象地は市道馬渡中根地区233号線の南側民有地と接した箇所であり、当該道路の境界が区画整理の施行地区界として設定されているものでございます。そのうち、赤い破線で示す部分の丸で表示された13点において、写真をご覧くださいとお分かりのとおり、現地には境界ぐいが設置されているものの、所有者本人が同意できないと主張しており、本件境界は未確定の状態となっているものであります。

東部第1土地区画整理事業は、令和10年度末の換地処分に向けて作業を進めており、このままですと換地処分の際の表示登記ができないといった支障が生じ、また、換地処分が遅れることは地区内権利者全体への不利益となりますことから、事業完了のためには訴訟により境界

を確定していく以外に方法がないと判断したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。打越委員。

○打越委員 40回の立会いのお願いをしたということですが、最初は何年ぐらい前でしょうか。最初の境界立会いの要請は。

○井坂（章）委員長 根本区画整理二課長。

○根本区画整理二課長 一番最初に立会いをやったのが令和3年5月になっていまして、日付まで言いますと、最初が2021年5月1日となっております。

○井坂（章）委員長 打越委員。

○打越委員 ということは、5年ぐらい前ということですね、最初が。東部第2は事業が始まってから半世紀、50年近いと思うんですけど、何で5年ぐらい前からその地区の境界立会いを始めたんですか。

○井坂（章）委員長 根本区画整理二課長。

○根本区画整理二課長 東部第1地区の事業の進捗がほぼ99%に至っていまして、令和10年度を目標に換地処分していこうということで、その前段として地区界測量を確定して、測量をやっている際に、地区界を確定する際の同意に相手方が応じなかったという流れになっています。

○井坂（章）委員長 打越委員。

○打越委員 言っている話はよく分かるけど、事業が始まったのは東部第2はもう50年近く前でしょう、そのときに縦覧をかけているわけだから。何で現在、5年ぐらい前で提訴するという話は分かります。ただ、その間の45年間何をやってたのかという話なんだけど、区画整理課としては。そこら辺は全然手を入れていなかったのかという話を聞きたかった。

○井坂（章）委員長 祖田都市建設部長。

○祖田都市建設部長 ただいまのご質問ですが、東部第1地区は昭和55年度から事業がスタートしております。約46年目になろうかと思いますが、その間、この境界の問題については幾度となく本人とお話をしたという経緯はございます。ここの直近5年と申し上げますのは、これまでずっと決まっていなかった境界を換地処分に向けて決めなくてはいけないという最終的な段階に来たものですから、古く遡ると昭和の頃からずっと協議は継続していたということになります。その途中、平成18年度だったかと思いますが、国土調査が入っておりまして、その国土調査の成果も筆界未定ということで処理されておりますので、今回につきましては、換地処分に向けて何としてでも決めていかないとはいけないということでございます。

○井坂（章）委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 まず、相手方の■■■■さん、聞くところによりますと、前回も市と訴訟をして、富士山団地の周辺の土地でございますか、訴訟して係争しているという話を聞いております。その件については何かご存じでしょうか。

○井坂（章）委員長 根本区画整理二課長。

○根本区画整理二課長 ただいまの質問なんですけれども、平成24年、25年にまたがりまして、地区内にあります相手方の換地の使用収益の開始についてということで訴訟が行われております。大体それは1年ちょっとにまたがりまして行われたんですけれども、市側の意見が判決としては通されたという流れで完結している裁判として認識しています。

○井坂（章）委員長 大内健寿委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。市のほうが勝訴したという形ですね。

いろいろな話を聞きますと、今回提訴して、本人、相手方を比べると、上告、上告してくるんじゃないかといううわさですけど、私的に、本人的に。そうなったときに、令和10年度の完了というのができるのかどうか、そこら辺の見解はどのようにお持ちになっているんですか。

○井坂（章）委員長 根本区画整理二課長。

○根本区画整理二課長 現時点では24年に行われた訴訟を例に、訴訟期間としては前回も高裁まで行っただけの1年ちょっとだったので、今回も1年から2年程度の想定をしております。想定しているんですが、基本的には令和10年度の換地処分というのはスケジュールをずらさずに、訴訟と同時進行で進められるものは進める、終わらないとできないものは終わってから即座にやるというような体制を組んで進めていきたいと考えております。

○井坂（章）委員長 大内健寿委員。

○大内（健）委員 よく分かりました。大変ですけど、よろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部は退席して結構でございます。

（執行部退席）

○井坂（章）委員長 では次に、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

9月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆さんから何かご意見などあります。鈴木委員。

○鈴木委員 開催含めて内容についても正副一任でお願いいたします。

○井坂（章）委員長 ほかに。正副一任でいいんだね。

それでは、次期定例会までに開催するかどうかも含めて、具体的な案件について正副委員長にお任せいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、開催が決まりましたら予定通知によってご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

S i d e B o o k s のホーム画面に戻っていただき、全議員共通、常任委員会、経済建設委員会、令和8年度、令和8年6月23日、配付資料、閉会中の継続調査申出書（案）の順にお開きください。

閉会中の継続調査申し出について、事務局から説明願います。折本主幹。

○折本主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により継続調査の申し出を提出しているところでございます。

案件といたしましては、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてということで、経済建設委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様の了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○井坂（章）委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出について、何かご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、この案のとおり、閉会中の継続調査申出書を本会議最終日に提出いたします。

次に、その他に移ります。その他で何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 ないということですので、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会といたします。

午前10時26分 閉会

（※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。）